

令和6年度大阪広域水道企業団インターンシップ事務手続要領（生徒等用）

この要領は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）のインターンシップ生として実習を希望する生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の必要な事務手続き等について記載したものです。この要領及び「大阪広域水道企業団インターンシップ（高等学校等）の実施に関する要綱」をご理解の上、在籍する高等学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）のインターンシップ担当窓口を通じて応募してください。

1 実習を希望する生徒等自身が作成（提出）する書類

インターンシップ生実習希望調書（顔写真を貼付のこと）

- ◆在籍する学校のインターンシップ担当窓口提出してください。生徒等個人から企業団への直接の応募は、受け付けていません。
- ◆企業団に提出した「インターンシップ生実習希望調書」は、返却しませんのであらかじめご了承ください。なお、「インターンシップ生実習希望調書」に記載した情報は、企業団インターンシップ制度の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、「大阪広域水道企業団個人情報保護条例」に基づき適正に管理します。

2 インターンシップ生実習希望調書の作成上の留意事項

●作業着について	
作業着の有無	軽作業を行う場合がありますので、作業着の有無をご記入ください。
作業着のサイズ	プランにより作業着以外の被服も貸し出す場合があります。その際は本項目を参考にしますので、作業着を持っている方もご記入ください。 なお、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●実習を希望する受入プランについて	
「第1希望～第3希望」欄	「受入プラン一覧」に記載する「プラン番号」を第3希望まで記入することができます。 —インターンシップ生としての実習時間— 平日の午前9時00分から午後5時30分まで
自転車通勤の希望	駐輪場を確保する必要があるか確認するため、自転車通勤を希望しない場合もなしの口を塗りつぶしてください。 なお、前半は1日目から3日目、後半は4日目と5日目です。全日（5日間）自転車通勤を希望する場合は前半と後半の両方の口を塗りつぶしてください。 プランにより前半と後半で実習場所が異なる場合がありますので、ご注意ください。

- ◆実習初日の午前中に事前ガイダンスを実施します（実施場所等詳細は、受入決定後に通知します。）。事前ガイダンスへの参加がインターンシップ生としての実習を行うための必須条件です。

3 実習生の決定及び保険の加入について

- ◆インターンシップ生としての受入可否については、在籍する学校の代表者に通知します（7月上旬頃予定。生徒等や関係者等からのお問い合わせにはお答えできません。）。
- ◆インターンシップ生として受入決定した生徒等には、誓約書並びに傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを在籍する学校を通じて提出していただきます（7月中旬頃予定）。

4 その他

- ◆受入決定までの間に、企業団から生徒等に連絡事項がある場合は、原則として、学校の担当者を通じて連絡します。
- ◆インターンシップ生の実習プログラムについては、各実習期間中の全日程の受講を前提に作成しますので、出席できない日があると実習に支障をきたす場合があります。実習に従事できない日が発生した場合等は、直ちに学校の実習担当窓口に報告してください。